

令和4年4月26日

山 中 理 司 様

法務省大臣官房秘書課公文書監理室情報公開係
(代表03-3580-4111 (内線2036))

行政文書開示請求について（意思確認）

標記について、下記のとおり確認を求めるので、令和4年5月6日（金）までに回答願います。

記

1 行政文書開示請求書の日付

令和4年4月15日（金）

2 法務省本省において行政文書開示請求書を受領した日付

令和4年4月19日（火）

3 行政文書開示請求書に記載された請求内容

別添行政文書開示請求書写しのとおり

4 請求する行政文書の名称等

（1）供託事務取扱手続準則（最新版）

（2）令和2年4月1日現在の供託事務取扱手続準則の改正時の解説

5 行政文書の保有状況及び確認を求める事項について

（1）上記4（1）について

法務省本省においては、以下の行政文書を保有しています。

令和2年4月1日現在の供託事務取扱手続準則（昭和47年3月4日付け法務省民事甲第1050号法務省民事局長・法務省大臣官房会計課長通達）

つきましては、上記行政文書の開示を請求されるかどうか御回答願います。

（2）上記4（2）について

本月21日付けあなたと法務省民事局商事課担当官との電話におけるやり取りにおいて、上記4（2）について、請求対象文書の名称を「法務省民事局商事課が作成した、供託事務に関するマニュアル（最新版）」から「令和2年4月1日現在の供託事務取扱手続準則の改正時の解説」に変更される旨お伺いいたしました。

法務省本省においては、変更後の請求対象文書を保有していないため、請求を維持された場合は行政文書不存在による不開示決定が見込まれます。

以上を踏まえ、本請求を取り下げられるか、又は維持されるか、御回答願います。

6 開示請求手数料等について

上記5（1）の行政文書の開示を請求される場合、開示請求件数は1件、開示請求手数料は300円となります。

また、上記5（1）に加え、同（2）についても請求を維持される場合、開示請求件数は2件、開示請求手数料は600円となります（ただし、行政文書不存在による不開示決定が見込まれます。）。

なお、現在、あなたからは開示請求手数料として収入印紙600円分を受領していますので、請求される件数により、過納付となった場合には、過納付分の収入印紙を返戻します。

行政文書開示請求書

令和4年4月15日

法務大臣 殿

〒530-0047

大阪市北区西天満4丁目7番3号 冠山ビル3階

林弘法律事務所 弁護士山中理司

電話：06-6364-8525

FAX：06-6364-4816

行政機関の保有する情報の公開に関する法律第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり行政文書の開示を請求します。

記

1 請求する行政文書の名称等

(請求する行政文書が特定できるよう行政文書の名称、請求する文書の内容等をできるだけ具体的に記載してください。)

①供託事務取扱手続準則（最新版）

②法務省民事局商事課が作成した、供託事務に関するマニュアル（最新版）

2 求める開示の実施の方法等（本欄の記載は任意です。）

→ 写しの送付を希望する。

開示請求手数料 (1件300円)	 300円	 300円	てください。 (受付印)
---------------------	---	---	-----------------

*この欄は記入しないでください。

担当課等	
備 考	